



減災対策推進特別委員会

横浜市の災害弱者を守るための 取組について

総務局、国際局、こども青少年局、健康福祉局、医療局

令和5年9月26日

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

1 災害弱者とは



内閣府の平成3年度版の防災白書で初めて定義が示され、現在は、災害対策基本法の「要配慮者」と同義で扱われます。

「要配慮者」

= 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

横浜市では、横浜市震災対策条例にて「災害時要援護者」として定義

「災害時要援護者」

= 高齢者、障害者その他の地震が発生した場合の対応に困難を伴うことが予想される者

1 災害弱者とは

具体的には、
要介護高齢者・障害児者・難病患者・妊産婦・乳幼児・外国人等



冊子「地域ぐるみで災害対策
災害時要援護者支援ガイド」

災害時要援護者のための心構えと事前準備、支援者の理解促進のための配慮事項をまとめています。

2 特性に応じた災害弱者への取組

(1) 高齢者、障害児・者等の災害時要援護者支援の取組

横浜市の災害時要援護者支援の取組は、地域の自助、共助の取組から始まった背景があることから、自助、共助を基本とした取組を行っています。

ア 市が作成する災害時要援護者名簿

本市では、災害時要援護者のうち、特に自力避難が困難と想定される対象者を横浜市震災対策条例施行規則で定め、「災害時要援護者名簿」を作成しています。

2 特性に応じた災害弱者への取組（高齢者、障害児・者等）



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

《参考》災害時要援護者名簿に掲載する対象者

在宅で、次の条件のいずれかに該当する方

ア 介護保険要介護・要支援認定者で(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方

(ア) 要介護3以上の方

(イ) 一人暮らし高齢者、又は高齢者世帯でいずれもが要支援若しくは要介護認定の方

(ウ) 認知症のある方（要介護2以下で、日常生活自立度がII以上の方）

イ 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者

ウ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方

エ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

オ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

※横浜市震災対策条例施行規則に規定のある障害児も含む

2 特性に応じた災害弱者への取組（高齢者、障害児・者等）



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

(ア) 平時の取組

- ・ 福祉制度等の本市システムから名簿を作成
- ・ 区役所から名簿掲載者へ、地域への情報提供について確認（同意方式、情報共有方式）
- ・ 名簿提供を希望する自主防災組織と協定を締結し、個人情報関係の研修を実施
- ・ 災害時要援護者支援の活動事例の周知

(イ) 発災時の取組

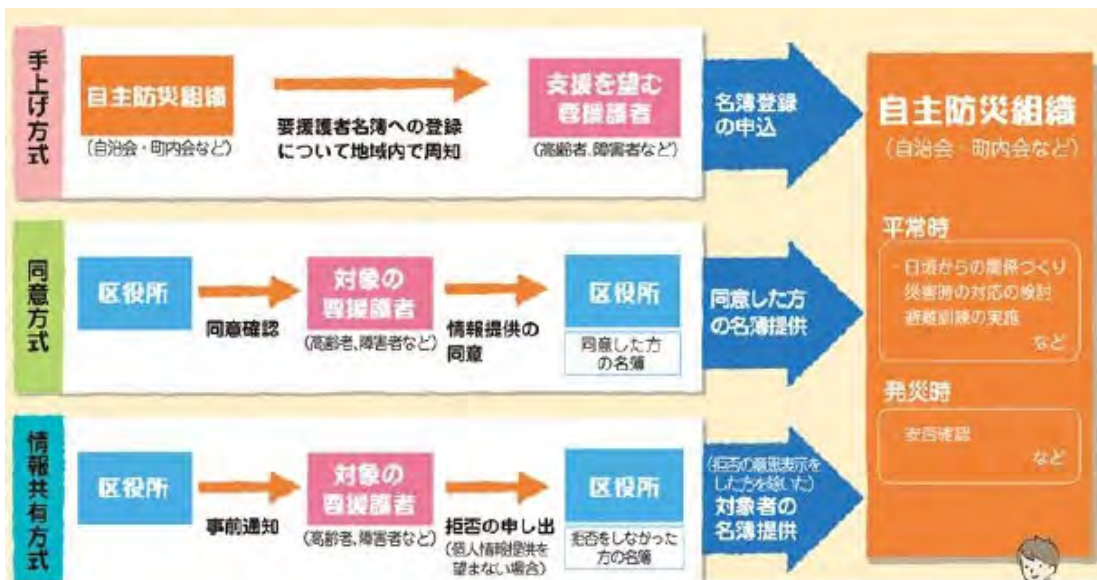
- ・ 安否確認、避難誘導、救出救助等のため避難支援等を行う関係者へ名簿提供（不同意者含む）

2 特性に応じた災害弱者への取組（高齢者、障害児・者等）



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

《参考》自主防災組織等への名簿提供イメージ図と活動事例集



《参考》災害時の個別避難計画について

○個別避難計画とは

災害時要援護者ごとに、支援する人や避難先等の情報を記載した計画（令和3年災害対策基本法改正により作成が努力義務化）

○令和4年度

- ・風水害を想定し、鶴見区、港北区の一部でモデル事業を実施
- ・支援者がおらず、要介護度等の高い対象者を抽出し作成

○令和5年度

- ・洪水浸水想定区域等にお住まいの要援護者から対象者を抽出し、ケアマネジャー等に作成協力を依頼
- ・対象区：鶴見区、南区、保土ヶ谷区、港北区、戸塚区

2 特性に応じた災害弱者への取組（高齢者、障害児・者等）



イ 福祉避難所

地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された方を受け入れるための二次的な避難所（例：特別養護老人ホーム、地域ケアプラザ）

(ア) 平時の取組

- ・ 施設がバリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として区と協定を締結
- ・ 避難生活に必要な食料、水、生活用品等を施設に備蓄

2 特性に応じた災害弱者への取組（高齢者、障害児・者等）



(1) 発災時の取組

- ・ 区災害対策本部「医療調整班 保健活動グループ」が、巡回等により被災者の保健活動を実施する中で、要援護者の健康状況、生活状況、環境衛生等を把握し、福祉避難所への避難の必要性を判断
- ・ 区が福祉避難所へ開設を要請し、要援護者の受入れを決定

2 特性に応じた災害弱者への取組（高齢者、障害児・者等）

《参考》地域における訓練の様子



福祉避難所開設訓練（鶴見区）



要援護者移送訓練の様子（港北区）

2 特性に応じた災害弱者への取組（高齢者、障害児・者等）



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

ウ 災害時に医療的配慮を要する市民への対応

・透析患者への対応

透析患者は、継続して週3回程度の透析を受ける必要があります。

かかりつけの透析医療機関が被災した場合、市内の災害拠点病院を中心とした、11のブロックに分けた透析医療機関が連携して、透析患者を受け入れます。

※被害が広範囲に及ぶ場合は、被災地外への搬送を調整します。

・在宅酸素療養者及びIVH（中心静脈栄養）への対応

在宅酸素療養者の酸素ボンベや、中心静脈から投与するIVHが不足する場合は、協定を締結している事業者に供給を要請します。

2 特性に応じた災害弱者への取組（乳幼児、妊産婦）

(2) 乳幼児、妊産婦

ア 対象者数

妊娠届者数： 26,142人（令和3年度）

0～6歳人口：182,637人（令和5年1月1日現在）

イ 特性

・ 乳幼児

自力で災害情報の把握や避難が難しく、全面的に家族や大人の支援が必要です。急激な環境の変化で思わぬ事態が起きる場合があります。

・ 妊産婦

災害時に避難行動が遅くなる傾向があり、身体に配慮した適切な誘導等が必要となります。妊婦は分娩のための場所、新生児には衛生的な場所の確保が必要となります。

2 特性に応じた災害弱者への取組（乳幼児、妊産婦）



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

ウ 取組

(ア) 平時（事前の備え）

a 自助を促す取組

- ・ こんにちは赤ちゃん訪問の時に配付している冊子の中で、いざというときの災害の備えについて周知しています。
- ・ 複数の区において、子育て家庭向けの防災ハンドブックや防災啓発グッズを作成しています。母親教室などの機会に配付し、備蓄品や家の中の安全対策、避難先の確認などを周知・啓発しています。
- ・ 広報よこはま市版・区版、防災の教科書「防災よこはま」、地域の防災訓練等を活用し、在宅避難や、家庭・心身の状況に合わせて備蓄することを啓発しています。

2 特性に応じた災害弱者への取組（乳幼児、妊産婦）



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

(ア) 平時（事前の備え）

b 共助を促す取組

地域防災拠点では、妊産婦が休息できるスペースや授乳スペースの確保、乳幼児のプレイルームの確保などの配慮が必要となります。「地域防災拠点」開設・運営マニュアルに、妊産婦や乳幼児への配慮事項を記載しています。

「地域防災拠点」開設・運営マニュアル



【金沢区区前り別棟】

運営委員だけが頑張らぬように！

拠点の生活は避難者委員が協力することが大事です。

令和4年9月
総務局危機管理室

2 特性に応じた災害弱者への取組（乳幼児、妊産婦）



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

(ア) 平時（事前の備え）

c 医療の取組

・ 災害医療アドバイザー

市では、医学的見地から助言・調整を行う、「災害医療アドバイザー」を医師に委嘱しています。発災時には、市災害対策本部の医療調整チーム員として対応します。

・ 神奈川県災害時小児周産期リエゾンとの連携

県は、小児周産期医療に関する傷病者の受入れや、人的支援等の医療調整を行う「災害時小児周産期リエゾン」を医師に委嘱しています。

発災時には、市から県に職員を派遣し、災害医療アドバイザーと連携しながら市外搬送などの調整を行います。

2 特性に応じた災害弱者への取組（乳幼児、妊産婦）



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

(1) 発災後

- ・ 地域防災拠点での備蓄品提供

備蓄している粉ミルクや紙おむつなどを提供します。

- ・ 地域防災拠点・在宅への巡回健康相談等の活動

区災害対策本部「医療調整班 保健活動グループ」が、巡回等により被災者の保健活動を実施する中で、要援護者の健康状況、生活状況、環境衛生等を把握し、要援護者が必要とする支援を行います。

- ・ 出産取扱施設の確保

市災害対策本部「医療調整チーム」が、分娩予定者や切迫早産、急な診察に対して市内の出産取扱施設をはじめ、県保健医療調整本部と連携して被災地外出産取扱施設の確保に取り組みます。

2 特性に応じた災害弱者への取組（外国人）



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

(3) 外国人

ア 対象者数

- ・ 在住者：113,063人（令和5年8月末時点）
市内外国人延べ宿泊者数：139,605人（令和4年）



イ 特性

- ・ 短期滞在者だけでなく、日本語で日常会話ができる方でも災害時特有の言葉が分からない可能性がある。
- ・ 防災に関する知識が不十分なケースが多い。
- ・ 文化の違い、地震に関する経験や教育がない場合には、心理的負担が一層大きくなる。

2 特性に応じた災害弱者への取組（外国人）



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

ウ 取組

(ア) 平時（事前の備え）

a 在住外国人向けの普及啓発

多言語リーフレットで防災への備えを案内するほか、外国人が参加しやすい防災訓練の工夫や災害を模擬体験できる機会などを提供しています。また、国際交流ラウンジでは、外国人と日本人と一緒に市民防災センターを見学したのち、防災について考えるワークショップなどを実施しています。

<その他一部行政区の取組>

- ・防災マップの多言語化
- ・外国人向けの防災講話 など



市民防災センターでの体験の様子

2 特性に応じた災害弱者への取組（外国人）

(ア) 平時（事前の備え）

b 外国人旅行者向けの普及啓発

「safety tips」や「YOKOHAMA TRAVEL GUIDE」の普及、横浜観光情報公式サイトでの情報提供、防災ガイドブックの配布などを通じて、旅行中に災害等に遭遇した際の安全確保等の知識を普及しています。

c その他

- ・ 「地域防災拠点 開設・運営マニュアル」に配慮事項を記載
- ・ 地域防災拠点へのコミュニケーションボードの配備
- ・ 機械翻訳等により市HPで発信する情報を多言語化
- ・ Webの浸水ハザードマップの多言語対応（10月頃予定）



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

2 特性に応じた災害弱者への取組（外国人）

(1) 発災後

a 災害時広報

- ・ マスメディアを通じて外国語放送による地震情報、安否情報、被災情報等を提供
- ・ 災害時通訳・翻訳ボランティアの協力により広報を実施
- ・ 公益財団法人 横浜市国際交流協会（YOKE）の災害情報ウェブサイトで、多言語で情報を発信
- ・ 横浜観光情報公式サイトやSNS、観光案内所、横浜駅のデジタルサイネージ等において、外国人旅行者に対する情報提供を実施
- ・ 津波避難情報板に多言語表記を行うほか、津波警報発令時には防災スピーカーで多言語による避難の呼びかけを実施

2 特性に応じた災害弱者への取組（外国人）

(1) 発災後

b 横浜市外国人災害時情報センターの設置

公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）に対して、横浜市外国人災害時情報センターの設置・運営を要請します。

センターの取組

- ・外国人への相談対応の実施
- ・災害情報ウェブサイト等での多言語での情報発信
- ・避難所等への災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣
- ・災害発生に関する情報の翻訳

《参考》災害時の医療調整について



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

- ・ 医療機関の被災状況等の集約

全国共通のシステムである広域災害・救急医療情報システム（EMIS）などを活用し、医療機関の被災状況や応需可否状況を集約します。

本市では、電話やインターネットが使えない場合に備え、MCA無線や衛星携帯電話などの非常用通信機器を医療機関や医療関係団体に整備しています。

- ・ 医療機関情報の活用

集約した情報を元に、区災害対策本部の医療調整班が受診できる医療機関の案内や、搬送の調整を行います。

受診できる医療機関の情報は、市ホームページに掲載するほか、地域防災拠点等にも掲出して市民に周知します。